

第44回 全国中学生人権作文コンテスト 神奈川県大会実施要領

全国中学生人権作文コンテスト神奈川県大会は、この実施要領により実施するものとする。

1 名称

全国中学生人権作文コンテスト神奈川県大会

2 主催

横浜地方法務局

神奈川県人権擁護委員連合会

3 後援（予定）

神奈川県教育委員会

神奈川新聞社

N H K 横浜放送局

t v k (テレビ神奈川)

アル・エフ・ラジオ日本

4 趣旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

5 実施方法

神奈川県人権擁護委員連合会に所属する人権擁護委員協議会は、地区大会を実施し、優秀な作品を代表作品として神奈川県大会に推薦する。

横浜地方法務局及び神奈川県人権擁護委員連合会は、地区大会から推薦された代表作品について、審査を行い、表彰するとともに、特に優秀な作品を法務省及び全国人権擁護委員連合会が実施する中央大会に推薦する。

6 応募対象

県下の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部に在学する生徒並びに外国人学校に在学

する者で中学生に準ずる生徒。

7 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中での得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとする。

8 応募原稿の枚数

応募作品には、題名、学校名、学年及び氏名（ふりがなを付けること）を明記し、当該記載を除いて400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合、応募作品は、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならないので注意すること。

9 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

10 推薦期限

令和7年10月24日（金）

11 表彰

5に基づき地区大会から推薦された代表作品について、審査を実施し、表彰する。

(1) 最優秀賞

第44回全国中学生人権作文コンテスト実施要領7(1)による編数

(2) 審査員特別賞（予定）

ア 神奈川県教育長賞	1編
イ 神奈川新聞社賞	1編
ウ N H K 横浜放送局長賞	1編
エ t v k かながわM I R A I 賞	1編
オ ラジオ日本賞	1編

(3) 優秀賞

地区大会実施細目5(1)による編数

(4) 金 賞	14編
(5) 銀 賞	14編

12 入賞発表の日

令和7年11月19日（水）

13 表彰方法

人権啓発活動にふさわしい方法により実施する。

14 受賞作品の公表等

- (1) 最優秀賞作品は、人権啓発活動の一環として、後援団体の協力を得ながら新聞等により作品の内容を公表する。
- (2) 最優秀賞作品、審査員特別賞作品及び優秀賞作品は、作文集等において作品の内容を公表する。
- (3) 表彰結果は、受賞者の学校名、学年及び氏名（下記15（7）の場合を除く。）並びに応募作品の題名を横浜地方法務局のホームページ等で公表する。
- (4) 各地区大会において、神奈川県大会に推薦する代表作品については、その推薦前に、応募者本人及びその保護者（以下「本人等」という。）に対し、学校名、学年、氏名（下記15（7）の場合を除く。）並びに応募作品の題名及び全文を公表することについての承諾を得るものとする。

15 その他

- (1) 応募作品は、返却しない。ただし、応募者から返却の要望がある場合は、自筆の作文のコピーを応募作品として差し支えない。
- (2) 応募作品は、未発表のものに限る。
- (3) 盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。
- (4) 生成AIを利用して作成したものと自己の作品として提出した場合は、審査の対象とならない。
- (5) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。
- (6) 最優秀賞、審査員特別賞及び優秀賞の受賞作品の内容の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。
- (7) 作文の公表に当たっては、応募者の意向に基づき「学校名」、「学年」、「氏名」を非公表とすることがある。
- (8) 最優秀賞及び優秀賞の受賞作品の内容の公表後、地方自治体等の広報誌や学校の教材等への転載を許可する場合、本人等の許諾を求めるることはしないので、本人等が転載を望まない場合又は望まなくなった場合には、横浜地方法務局にその旨を申し出るものとする。

(9) 審査及び表彰実施細目並びに地区大会実施細目は、別に定めるところによる。

審査及び表彰実施細目

1 審査期間

令和7年10月27日（月）から同年11月4日（火）まで

2 審査方法

- (1) 人権擁護委員協議会から推薦された代表作品のうち地区大会の優秀賞作品の中から神奈川県大会の最優秀賞作品及び審査員特別賞作品を選定する。
- (2) 上記(1)の最優秀賞作品以外の地区大会の優秀賞作品並びに地区大会の金賞作品及び銀賞作品は、いずれも神奈川県大会の優秀賞作品、金賞作品及び銀賞作品とする。
- (3) 上記(1)の最優秀賞作品は、法務省・全国人権擁護委員連合会主催の中央大会に代表作品として推薦する。

3 審査員(予定)

11名（審査員長1名を含む）
内訳 法務局 2名
人権擁護委員 4名
後援団体 5名

4 入賞発表

令和7年11月19日（水）
(中央大会は令和8年1月20日（火）を予定)

5 賞の種類及び数

- (1) 最優秀賞 全国中学生人権作文コンテスト実施要領7(1)による編数（第43回大会実績5編）
- (2) 審査員特別賞(予定)

ア 神奈川県教育長賞	1編
イ 神奈川新聞社賞	1編
ウ NHK横浜放送局長賞	1編
エ t v kかながわMIRAI賞	1編
オ ラジオ日本賞	1編

- (3) 優秀賞 地区大会実施細目5(1)による編数
- (4) 金 賞 14編
- (5) 銀 賞 14編

6 賞の授与

- (1) 入賞者には、表彰状及び副賞を授与する。
- (2) 最優秀賞、優秀賞、金賞及び銀賞の表彰状は、いずれも横浜地方法務局長及び神奈川県人権擁護委員連合会長の連名とする。
- (3) 審査員特別賞の表彰状は、各後援団体の代表者名とする。

7 その他

参加者全員に記念品を贈呈する。

第44回中学生人権作文コンテスト厚木協議会実施要領

- 1 人権作文は「第44回全国中学生人権作文コンテスト神奈川県大会実施要領」に基づき各委員会主掌のもとに実施する。
- 2 当協議会実施要領は、次のとおりとする。
 - (1) 応募期限 各市町村の定める日
 - (2) 予備審査 各市町村単位で実施する。
 - (3) 提出作品数 各市町村2編とし、300編を超えた場合には200編ごとに1編を加えた数とする。(注)

(注) 例 499編以下の場合	2編
(300編+199編)	
500~699編の場合	3編
700~899編の場合	4編
 - (4) 提出期日 令和7年9月30日(火)までとする。
 - (5) 審査期間 令和7年10月1日(水)から令和7年10月8日(水)
 - (6) 最終審査日 令和7年10月8日(水)
 - (7) 審査員 正副会長、各常務委員、法務局支局長、こども人権委員幹事、企画委員長、事務局長とする。
 - (8) 審査方法 各審査員は、厚木協議会に提出された作品の中から優秀と考える作品を選定し、全審査員の選定結果を踏まえて、合議により(9)に掲げる入賞作品を選定する。
 - (9) 入賞作品 優秀作品(優秀賞)は応募総数により次のとおりとする。

3,000編以下の場合	1編
3,000編を超え6,000編までの場合	2編
6,000編を超え12,000編までの場合	3編
12,000編を超え20,000編までの場合	4編
20,000編を超えた場合は10,000編ごとに更に1編を加算した数とする。	2編

金賞	2編
銀賞	2編

入選 優秀賞、金賞及び銀賞以外の提出作品から選定する。
選定数については、応募総数等に応じて調整する。
 - (10) 表彰等 入賞作品には、表彰状及び副賞を贈呈する。
- 3 神奈川県大会提出
優秀賞、金賞及び銀賞の作品を令和7年10月24日(金)までに神奈川県大会へ提出する。